

文化財保存事業費補助金制度

(1) 国指定文化財

【国の補助額が補助対象事業費の50%の場合】

国補助率	市町村補助率	府補助率		所有者等負担割合	
		～平成10年度	平成11年度～	～平成10年度	平成11年度～
50	12.5	25	0	12.5	37.5

(2) 史跡の公有化

国補助率	市町村補助率		府補助率	
	～平成10年度	平成11年度～	～平成10年度	平成11年度～
80	10	—	10	—
	—	20	—	0

備考：平成10年度末までにおける先行取得に係る償還に対する府補助金については、平成20年度の償還完了まで継続している。

(3) 府指定文化財

	府補助率	
	～平成10年度	平成11年度～
事業費が100万円以下の小規模事業	50%	20%以内
事業費が100万円を超える事業		$100\text{万円} \times 20\% + ((\text{事業費} - 100\text{万円}) \times 50\% \times 0.7)$ 以内

備考：各年度において、1事業2千万円を府補助金の限度額とする。